

入院時食事療養に係るお知らせ（令和8年6月1日から負担額が変わります。）

当院は入院時食事療養（Ⅰ）の届け出を行っており管理栄養士によって管理された食事（治療に基づき医師を含む多職種による栄養管理）を適時（夕食は18時以降）、適温（温冷配膳車による）で提供しています。

入院時の食事 自己負担金

すべての患者さんに関係します

入院時の食事代			
一般・老人保健医療受給者		1食当たり 510円→550円	
低所得者（Ⅱ）住民税非課税世帯等 ※1	過去12か月の入院日数が 90日以下の入院	1食当たり 240円→270円	※1に該当している方は、市町村の役所で申請をし「入院時一部負担金限度額適用・入院時食事標準負担額減額認定証」の交付を受け、医療機関の窓口で提示してください。
	過去12か月の入院日数が 90日を超える入院	1食当たり 190円→220円	
低所得者（Ⅰ）住民税非課税世帯等で老齢福祉年金を受けている人 ※1		1食当たり 110円→130円	
自費の人 ※2		1食当たり 690円→730円 〔経腸栄養剤のみ 625円→665円〕	※2に該当している方は厚生労働大臣が定める特別食を提供した場合は1食につき76円負担額が増えます。また入院する病棟によっては1日につき50円の負担額が増えます。

※外泊・外出（病院食を召し上がらない場合）においては、前日までに入院病棟へ外泊・外出許可願をお出しください。

当日の場合、食事の締め切り時間を過ぎますとお食事代をいただく場合もありますのでご注意ください。

独立行政法人 国立病院機構霞ヶ浦医療センター 院長